

喜多方市教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本年度において策定を進めている本市の総合計画に基づき、平成 29 年度から教育振興策をより効率よく効果的に推進していくため、本市の教育の現状と課題を把握し、地域性を十分活かしながら、教育振興策に関する基本的な計画として本市の教育振興基本計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、政府が定めた教育振興基本計画を参酌し、福島県が定めた第 6 次福島県教育総合計画を踏まえ、本市の総合計画との整合性を図りながら策定するものであり、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針や重点的に取り組む施策の内容、その達成目標を示すものとし、本市の総合計画における教育分野の個別計画として位置付けるものとする。

3 計画の期間

本計画は、本市の総合計画との整合性を図るため、平成 29 年度を初年度とし平成 38 年度を目標年次とする 10 年間の計画とする。

4 計画策定の体制

(1) 教育振興基本計画策定作業部会

教育部長、教育部各課長及び中央公民館長により構成し、計画案のたたき台となる素案や資料を取りまとめるとともに、教育振興基本計画審議会からの意見等を踏まえ、計画案の調整作業等を行う。

(2) 教育委員会

計画案について協議・調整し計画案を取りまとめるとともに、教育振興基本計画審議会からの答申等を踏まえ計画を決定する。

(3) 教育振興基本計画審議会

喜多方市教育振興基本計画審議会条例に基づき、12 名の委員により構成し、教育委員会からの諮問に応じ、計画の策定に関し必要な事項について調査審議する。

5 パブリック・コメント制度による意見等の募集

期 間 1 月 12 日から 2 月 10 日（30 日間）

意見等 3 件

6 計画の案

別添の喜多方市教育振興基本計画（案）のとおり

7 今後のスケジュール

(1) 第 3 回教育振興基本計画審議会の開催 2 月 20 日（月）

計画案について審議を行い答申する。

(2) 計画の決定 3 月 16 日（木）

教育委員会定例会において最終審議を行い計画を決定する。